

G E T ビジネス学習館
2013 行政書士講座

第2回 憲法 テキスト補助

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されています。

本書の一部又は全部につき、無断で天気、複写その他の方法で記録されると、著作等の権利侵害となります。

上記のような使い方をされる方は、あらかじめ岐阜ひまわり事務所の許諾を求めてください。

<http://ido.gyosei.or.jp>

第1章 人権の限界

人権は絶対無制限というわけではない。他人に迷惑をかけない範囲において認められるに過ぎない。そこで人権は様々な理由から制約を受ける事がある。

- ここでは、
 - [1] 公共の福祉による人権の制約
 - [2] 私人間における人権の制約

の2点を勉強する

1 公共の福祉

けんちゃんの参考資料

憲法上、公共の福祉という言葉は4か所で使われている。(12、13、22、29条)

しかし、公共の福祉という条文上の文言はほとんど意味を持たず、そもそも公共の福祉というものは、人権の矛盾・衝突を調整する原理であって、全ての人権に内在するのだ（絶対的に保障される人権は除く）という考え方を一元的内在制約説と呼んでいる。

この考え方は、あらゆる人権が内在的な制約（初めっから制約がある）を受ける。とし、人権の種類によって制約の程度も異なる。とする。

たとえば、自由権の制約は、必要最小限度の制約とし、自由国家的な公共の福祉による制約が認められている。これに対して社会権を保障するための経済的自由権の規制は、必要な限度において認められる社会国家的な公共の福祉だ。というわけ。

しかしこの学説だと、条文上の公共の福祉という言葉の意味が薄くなってしまうという弱点がある。それで今日の通説的見解では、公共の福祉を自由国家的な公共の福祉と社会国家的な公共の福祉に分けて、自由国家的な公共の福祉は、12、13条を根拠に内在的な制約。

社会国家的な公共の福祉は、22、29条を根拠に政策的な制約。としている。

もっとも政策的制約と言っても、経済的弱者救済の観点から来る政策に限られる。よって、社会権保障につながる経済的自由の制限に関してのみこの政策的制約が認められ精神的自由権には適用されない。

自由国家→国家は市民生活にできる限り干渉せず、社会の秩序維持のみを行うべき。という考え方。

警察国家とも言う。

社会国家→国家は社会・経済的弱者に積極的に手を差しのべて最低限度の生活を保障すべきという考え方。福祉国家とも言う。

2 私人間効力

1. 憲法は私人間にも適用されるか

- ① 直接適用説

憲法の人権規定は直接私人間にも適用される

- ② 無効力説（非適用説）

憲法の人権規定は私人間には適用されない

- ③ 間接適用説 ←判例・通説

私法の一般条項を介して憲法の人権規定が間接的に適用される

2. 間接適用説

けんちゃんの参考資料

三菱樹脂事件

三菱樹脂事件では、テキストの争点1に対する〈判旨〉で、テキストの記述以外にも以下も大切でするので、付け加えておきます。

争点1

〈判旨〉

相互の社会的力関係の相違から、一方が他方に優越し、事実上後者が前者の意思に服従せざるを得ない場合があるが、このような場合に限り憲法の基本権保障規定の適用ないし類推適用を認めるべきであるとする見解を採用することはできない

参考 + α

3. 私人間効力に関する他の判例

昭和女子大事件

〈判旨〉

私立学校においては、学生の政治的活動につき、かなり広範な規律を及ぼす事としても、これをもって直ちに社会通念上、学生の自由に対する不合理な制限であるとはいえない。

なぜなら、私立学校は、独自の伝統ないし校風と教育方針によって、社会的存在意義が認められており、学生もそのような伝統ないし校風と教育方針のもとで教育を受ける事を希望して入学していくのであるからさ。

第3章 人権の分類

自由権：国家が個人の領域に権力的に介入することを排除し、個人の自由な意思決定と活動を保障する人権

受益権：他の人権を確保するために国家による行為を求める権利

参政権：国民に国家権力者を選ぶ権利

社会権：人間に値する生活を営む事が出来るように、国家に対して配慮するように求める事の出来る権利

第4章 幸福追求権と法の下の平等

ここでは包括的な人権として13条を、法の下での平等として憲法14条を勉強する。

13条は、これから学習する各別の個人的人権規定の保障が及ばないような新しい人権について、その人権保障の根拠となる包括的な規定である。

14条は、平等原則・平等権を規定したものではあるが、これは全ての人権との関わり合いにおいて問題となりうる。すなわち、通常の人権は国家と個人との縦の関係なのに対して、14条は全ての人権の保障の程度が平等でなければならない。という横の関係が平等原則・平等権である。従って、この平等権も格別の個人的人権とは少々趣が違う扱いがされる。

1 幸福追求権

ここで勉強する事は、憲法に書いてある人権しか認められないのか？と言うと、そうではなく、13条を基にして新しい人権も認められる。って事さ。

【判例により幸福追求権から導き出された新しい人権】

- ・ 肖像権：承諾なくみだりにその容貌・容姿を撮影されない権利
(京都府学連事件) (最判 H17. 11. 10)
- ・ 名誉権：プライバシーの侵害行為や誹謗中傷などにより社会的評価が下がり、信用の低下或いは喪失に伴う失職、職業上、或いは生活上の不利を蒙ることを名誉毀損といい、このような不当行為から名誉を守り、または回復する権利を名誉権という。
(最判 S61. 6. 11) 北方ジャーナル事件
- ・ プライバシー権：狭義では「私生活をみだりに公開されない権利」広義では「自己に関する情報をコントロールする権利」
(宴のあと事件) (江沢民講演会参加者名簿提出事件)
- ・ 自己決定権：プリント P14 参照

2. プライバシー権

早稲田大学江沢民講演会名簿提出事件（最判 H15. 9. 12）

〈判旨〉

- ① 重要な外国国賓講演会への出席希望者をあらかじめ把握するため、大学が学生に提出を求めた学籍番号、氏名、住所及び電話番号は、プライバシーに係る情報として法的保護に値し、本人の意思に基づかずみだりに他者にこれを公開する事は許されない。
- ② 大学が学生に無断でその学籍番号、氏名、住所及び電話番号を警察に開示した場合、プライバシーを侵害するものとして不法行為となる。

参考 + α**2. プライバシーの要件に関する裁判例****宴のあと事件 (東京地裁判 S39. 9. 2)****事案**

三島由紀夫の小説「宴のあと」は、東京都知事選を書いたものであるが、誰をモデルにして書いたかが明らかなくなり実名小説に近いものであった。そこでモデルとされた A はプライバシーを侵害するものとして慰謝料を請求した。

判旨

正当な理由もなく私事をみだりに公開されないという保障の尊重は倫理的に尊重されるのではなく、法的に救済が与えられている人格的利益である。(13 条に基づくプライバシー権を認めた)

また、私生活をみだりに公開されない権利が法的に救済される為の要件として

1. 公開された内容が一般の人々に未だ知られていない事柄である事
2. 私生活上の事実又は私生活上の事実らしく受取られる恐れがある事
3. 一般の人の感受性から公開を欲しない事

の 3 つがあった場合、法的に救済される。

「宴のあと」は、A のプライバシーを侵害するものとして慰謝料の支払を命じた。

3. 幸福追救権に関するその他の判例**自己決定権について**

プライバシーの権利の一つの表れとして、**自己決定権**というのがある。

たとえば、

- ① 身仕舞い：髪型や服装などライフスタイルをどうするか決定する自由
- ② 医療拒否：尊厳死などの生命の処分を自由に認めていいか

などであるが、この自己決定権は情報プライバシーとは別個の憲法上の具体的権利と解されている。

① について

髪型や服装の自由は 13 条によって保障される自己決定権の一つである。

② について

エホバの証人輸血拒否事件 (最判 H12. 2. 29)**事案**

宗教上の信念から、いかなる場合にも輸血を受ける事は拒否するという固い意思を有している患者に対して、手術中に救命の必要があるとして、事前の了承を得る事無く輸血を行った医師が訴えられた。

結論

患者が宗教上の信念に反するとして、輸血を伴う医療行為を拒否するとの明確な意思を有している場合、このような意思決定をする権利は、人格権のひとつとして尊重されなければならない。

患者に輸血の可能性がある事を告げないまま、手術を行った医師は、手術を受けるか否かについて意思決定する権利を侵害したといわざるを得ず、損害賠償責任を負う。

2 法の下の平等

2. 相対的平等

(最判 S39. 5. 27)

事案の概要

町長 X が、過剰人員整理のために、町の条例に基づいて 55 歳以上の職員 X に待命処分をした。そこで X はこの処分につき無効確認の訴えを起こした。

争点 1

憲法 14 条①の列举事由は限定列举か例示列举か

〈判旨〉

憲法 14 条①に列举された事由は例示的なものであって必ずしもそれに限るものではない

争点 2

平等の意味は？

〈判旨〉

憲法の条文は、国民に対して絶対的な平等を保障したものではなく、差別すべき合理的な理由なくして差別する事を禁止している趣旨と解すべきであるから、合理的と認められる差別的取扱いをすることは、憲法各法条の否定するところではない。

3. 平等の具体的な内容

(2) 平等権に関する判例

平等権に関しては、以下の 3 種類が問題になっている。

① 家族関係・社会的身分による差別

(尊属殺重罰規定事件 生後認知児童国籍確認事件 非嫡出子相続分規定事件)

② 議員定数不均衡

(衆議院議員定数不均衡訴訟 (最判 S51. 4. 14 最判 S60. 7. 14 最判 H23. 3. 23) 参議院議員定数不均衡訴訟)

③ 条例による地域格差

(壳春条例事件)

① 家族関係・社会的身分による差別が問題になった判例

参考 + α

女子再婚禁止期間事件

争点 1 国会の立法不作為は違法か？

〈判旨〉

原則：違法とならない

例外：憲法の一義的な文言に違反しているのにもかかわらず国会があえてそのような立法を行うような場合は違法となる。

けんちゃんのまとめ

〈民法の規定と法の下の平等〉

女性の再婚禁止期間を定める民法 733 条	民法 733 条の立法の趣旨は、父性の推定の重複を回避し、父子関係をめぐる紛争の発生を未然に防ぐことにあるから、憲法の一義的な文言に違反しているとは言えず、違法の評価を受けるものではない。 女子再婚禁止期間事件
非嫡出子の法定相続分を嫡出子の 2 分の 1 とした民法 900 条 4 号	民法 900 条 4 号は、法律婚の尊重と非嫡出子の保護を図ったものであり、現行民法は法律婚主義を採用しているから、立法理由との関連において著しく不合理であり、立法府に与えられた合理的な裁量判断の限界を超えたものと言う事はできない。 非嫡出子相続分規定事件

② 議員定数不均衡に関する判例

議員定数不均衡問題というのは、**投票価値の平等**が憲法上保障されているか、というところで問題となる。これは、各人の投票が選挙の結果に対してもつ影響力が平等でなければならないのか？という問題である。

例えば、人口 50 万人の中から一人を当選させる場合と人口 10 万人の中から一人を当選させる場合とでは 1 票の重み（価値）に 5 倍の格差がある。

本来は 1 票の重み（価値）は全国的に平等でなければならないが、それが不均衡になった場合に**議員定数不均衡問題**が生じてくる。

衆議院議員定数不均衡訴訟 （最判 S51. 4. 14）

争点 3

事情判決の法理とは、「この行政処分は違法だ。だから取り消してくれ」という訴えがあった場合に、「確かにその処分は違法だ。しかし、これを取り消すと公益に著しい障害がある」という場合に、違法だが無効にはせず有効として取り扱うとする判決を事情判決の法理という。